

訪問特定整備に対する処分基準

- 訪問特定整備等にかかる違反があった場合は、通常の特定制備における同じ違反よりも**重い処分**を受けることになり、また**高い点数**になる違反も多い。
- また、訪問特定整備にかかる違反により事業停止となった場合は、特定制備事業全体の事業停止に加え訪問特定整備事業について、さらに**追加**の事業停止処分を受けることになります。

処分点数 例

- 「料金表を掲示・掲載せず又は内容が不適切」違反の場合...

(通常の特定制備) 違反点数 5点 → (訪問特定制備) 違反点数 10点 点数2倍

- 「作業場の要件を満たさない場所で訪問特定制備等を実施」違反の場合...

(訪問特定制備) 違反点数 15点 高い点数 (=10日の事業停止が確定)

...等

(参考) 事業停止の日数

違反点数 合計	停止 日数
10～19	10日間
20～29	15日間
30～39	20日間
40～49	25日間

⋮

停止期間 例

この場合の停止期間は...

- 訪問整備にかかる違反があり、認証の事業停止10日になる場合... **訪問特定制備事業は更に10日の停止となる**

特定制備事業の停止

10日

訪問特定制備事業の停止

10日

+

10日

= 20日

違反点数表（一部抜粋）

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]	・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	15点	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）
		②一定の期間を超えて訪問特定整備等を行った実施	15点	
		③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15点	
		④法第94条の5-1項の整備として訪問特定整備を実施	15点／台	④・5台以上は取消し ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定期間整備事業に適用する。
		⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15点／台	⑤・5台以上は取消し ・法第48条-1項の点検又は法第94条の5-1項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む
		⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点	
		⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点	
		⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点	
		⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	⑨次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務
		⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	6点	注1-3
		⑪訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない	6点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注1-3
		⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]	・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	6点	⑬自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む
		⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点	
		⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2点	
		⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点	
		⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
		⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
		⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点	
		⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった	15点	注1-4
		㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	2点	
		㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない	12点	注1-4
		㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15点	㉓訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
		㉔訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15点	
法第93条-2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備	5点	①訪問特定整備等の場合は10点
		②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5点	②訪問特定整備等の場合は10点